

平成 30 年度いわて起業家育成資金貸付要綱

第 1 目的

この制度は、県内において、新たに事業を開始しようとする者に対し必要な資金の貸付けを行うことにより、創業の機会を拡大し、経済環境の変化に的確に対応できる創意と活力ある企業を育成することを目的とする。

第 2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第 3 貸付の種類

この制度による資金の貸付の種類は次のとおりとする。

- 1 育成資金
- 2 創業資金

第 4 育成資金

1 貸付対象者

県内で新たに事業（岩手県信用保証協会の保証対象業種に限る。）を開始しようとする者（創業して 5 年未満の者を含む。）であって、次の各号の要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 法律に基づく資格を有する者で、その資格に基づく事業を新たに開始しようとする者
- イ 新たに開始しようとする事業について知識及び経験を有する者で、その知識等を活かし独立し新たに事業を開始しようとする者で、次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 同一企業に継続して 3 年以上勤務し（創業する目的で 1 年以内に退職した者を含む。）、新たに開始しようとする事業（密接に関連する事業を含む。）の経験を 3 年以上有する者
 - (イ) 新たに開業しようとする業種と同一業種（密接に関連する業務を含む。）の経験を通算して 5 年以上有する者
- ウ 商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）が開催する「創業塾」又は「創業スクール」の修了生であって、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けた者（修了後 3 年以内に限る。）

(2) 次のいずれにも該当すること

- ア 当該事業の用に供する工場、店舗等が完備していること、又は工場、店舗等の建築等が具体的に進行中であるなど、事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- イ 会社法人組織を前提とする企業においては、会社設立登記を完了していること。
- ウ 許認可等を必要とする事業については、許認可等の取得状況が明らかであること。

2 貸付の条件

(1) 資金の用途

新たに事業を開始するために必要な事業資金（設備資金、運転資金）

(2) 貸付限度額

設備資金 1 企業につき 4,000 万円以内とする。

運転資金 1 企業につき 2,000 万円以内とする。

ただし、設備、運転併用の場合は、1 企業につき 4,000 万円以内とする。

(3) 貸付期間

設備資金 15 年以内とする。ただし、2 年以内の据置期間をおくことができる。

運転資金 10 年以内とする。ただし、1 年以内の据置期間をおくことができる。

(4) 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3年以内 年2.1%以内
貸付期間 3年超10年以内 年2.3%以内
貸付期間 10年超15年以内 年2.5%以内

(5) 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

(6) 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

ア 直近決算における貸借対照表を作成している場合

(ア) 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年 1.50%	年 1.35%	年 1.20%	年 1.10%	年 0.95%	年 0.80%	年 0.80%	年 0.60%	年 0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(ウ) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(ア)及び(イ)に掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

イ 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

(ア) 無担保の場合は、年 0.95%とする。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(7) 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

(8) その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

3 申込手続

(1) 申込み

貸付を受けようとする者は、いわて起業家育成資金借入申込書（様式第1号）及び創業計画書（様式第2号）を添えて、原則として、公益財団法人いわて産業振興センター（以下、「振興センター」という。）又は商工会議所等に提出するものとする。

(2) 認定

振興センター及び商工会議所等は、貸付対象者から借入申込みを受け付けたときは、必要な調査又は指導を行い、借入申込みが本制度の趣旨に適合すると認めるときは、借入申込書及び創業計画書にいわて起業家育成資金対象認定書（様式第3号）を添えて、取扱金融機関へ送付するものとする。

4 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を申込者、振興センター及び商工会議所等に通知するものとする。

5 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第5 創業資金

1 貸付対象者

県内で新たに事業（岩手県信用保証協会の保証対象業種に限る。）を開始しようとする者（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業者又は新規中小企業者）であって、次の各号の要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者

イ 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始す

る具体的計画を有する者

ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。ただし、事業開始後1年未満の者については事業に着手していることが客観的に明らかであること。

エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。ただし、事業開始後1年未満の者については事業に着手していることが客観的に明らかであること。

(2) 創業により開始しようとする事業を行う上で必要な許認可、資格等を取得していること又は取得することが確実に見込まれる者

(3) 創業により開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有している者

2 貸付の条件

(1) 資金の用途

新たに事業を開始するために必要な事業資金（設備資金、運転資金）とする。

なお、新会社設立のための資本金（株式取得資金）は、対象としない。

(2) 貸付限度額

ア 1企業につき、2,000万円以内とする。

イ 上記イに該当する者のうち、別に定める情報技術関連創業者又は環境関連創業者と認められる者については、3,000万円以内とする。

(3) 貸付期間

設備資金 10年以内とする。ただし、1年以内の据置期間をおくことができる。

運転資金 10年以内とする。ただし、1年以内の据置期間をおくことができる。

(4) 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3年以内 年2.1%以内

貸付期間 3年超10年以内 年2.3%以内

ただし、信用保証において、創業関連保証を適用する場合は、上に掲げる貸付利率から年0.1%を減じた率とする。

(5) 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、不要とする。

(6) 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

ア 2,000万円以内の借入金額分については、創業関連保証を適用し、年0.7%とする。

イ 2,000万円を超える借入金額分については、無担保保険を適用し、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

ウ 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、ア及びイに掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

(7) 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

(8) その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

3 申込手続

(1) 申込み

貸付を受けようとする者は、いわて起業家育成資金借入申込書（様式第1号）に次の資料を添えて、原則として、振興センター又は商工会議所等に提出するものとする。

ア 第5の1(1)ア又はイに該当する場合は、創業計画書（様式第2号）

イ 事業上必要な許認可証の他、必要により所得証明書、住民票及び不動産所有状況を証するもの等

(2) 認定

振興センター及び商工会議所等は、貸付対象者から借入申込みを受け付けたときは、必要な調査又は指導を行い、借入申込みが本制度の趣旨に適合すると認めるときは、借入申込書及び創業計画書にいわて起業家育成資金対象認定書（様式第3号）を添えて、取扱金融機関へ送付するものとする。

4 留意事項

次の事由に該当する場合は融資対象としないものとする。

(1) 創業者適格性等

ア 創業計画書等の信用保証協会に対する提出書類等に、虚偽の内容を含む場合

イ 過去において開廃業を繰り返している場合

ウ 創業により開始しようとする事業が信用保証協会の対象業種でない場合若しくは信用保証協会が支援するのにふさわしくない業種の場合

(2) 事業継続性

ア 創業により開始しようとする事業を行う上で必要な許認可、資格等を取得しておらず、将来取得する見込みもない場合

イ 創業により開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有しない場合

5 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第6 融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。

第7 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、ウリ信用組合、岩手県医師信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合

取扱金融機関

様

所在地
 企業名
 代表者名
 電話番号
 担当者名

印

いわて起業家育成資金借入申込書

次のとおり、資金の貸付を受けたいので、いわて起業家育成資金貸付要綱の規定に基づき申し込みます。

記

1 創業者の概要

項 目	内 容		
■共通（記載は必須）			
1. 代表者の住所 氏名 生年月日	住所： 氏名： 年 月 日生（満 歳）		
2. 会社創設又は事業開始の時期	年 月 日		
3. 借入を希望する資金名 (いずれかに○)	育成資金 ・ 創業資金		
■育成資金での借入を希望する場合			
4. 法律に基づく資格の取得状況	名称	取得年月日	摘要
		年 月 日	証明書等添付
5. 知識、経験の状況（職歴）	経歴書（別紙1及び別紙2）のとおり		
6. 創業塾又は創業スクールの修了	年 月 日修了		推薦書添付

2 創業計画書 別添（様式第2号）のとおり

- (注) 1 創業者が個人の場合は、住民票を添付のこと。
 2 創業者が法人の場合は、商業登記の履歴事項全部証明書を添付のこと。

(別紙 1 (育成資金の場合))

経 歴 書

年 月 日

住所

氏名

印

勤務事業所名	従事した業務内容	期間 (年 月 ~ 年 月)	
		合計	年 月
		通算	年 月

(別紙2 (育成資金の場合))

雇用証明書

年 月 日

住 所			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
雇 用 中 の 主 な 仕 事 の 内 容		その職種の 経験年数	年 月
採 用 年 月 日	年 月 日		
退 職 年 月 日	年 月 日 (済・予定)		
証 明 書 の 使 用 目 的	いわて起業家育成資金の申込みのため		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地
企業名
代表者
業 種
電 話

印

(注) 雇用の状況が客観的に証明できる他の書類に代えることができる。

創業計画書

年 月 日

信用保証協会 御中

いわて起業家育成資金（育成資金・創業資金）
の申込に当たり、以下のとおり創業計画を提出し
ます。

[申込人]
住 所
会社名
氏名または
代表者名

印

1. 事業概要

開業形態	個人事業 ・ 会社事業		商号（個人） 会社名（会社）	
開業（予定）住所			電話	（ ）
開業届出（個人） 設立登記（法人）	有 ・ 無		開業（予定）年月日 設立（予定）年月日	年 月 日
業 種			資 本 金	[会社設立（予定）の場合] 円
許 可 等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類) <small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>		(根拠法) <small>[取得すべき許可等の根拠法を記入（例）食品衛生法]</small>	
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得				
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住所・氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）

(
キ その他(具体的に記入してください)

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 資 金		
計	A	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法	自己・新築取得・賃貸	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日
事業用不動産	土地	m ²			千円		
	建物	m ²			千円		
	計	B (取得に要する資金)					
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成)年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額)					

5. 今回の資金計画に必要な資金合計

A + B + C =

千円 (D)

6. 資金調達計画

	預 金			預 金 以 外	
	預け先 (金融機関本店支店等)	預金種別	金額	種類	金額
自己資金			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他 (具体的に) ()	
			千円		
	自己資金合計			千円	
借入金等	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入金	%	千円	千円	・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
借入金等合計			千円	調達資金合計	D 千円

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画 (今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況 (※)

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※) 現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達によるもの以外をご記入ください
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

10. 自己資金算定額

資 金	種 類	明 細	金 額
	普 通 預 金		千円

様式第3号

いわて起業家育成資金対象認定書

年 月

日

取扱金融機関 様

(公財) いわて産業振興センター 理事長
商工会議所 会頭

印

商 工 会 会 長

この度、下記のものから標記資金の借入申込書の提出があり、本制度の貸付対象に該当すると認められますので送付します。

ついては、よろしく御審査くださるようお願いいたします。

記

1 借入申込者

- ・ 所在地
- ・ 企業名
- ・ 代表者

2 借入申込資金名 (いずれかに○)

育成資金 ・ 創業資金

3 借入申込金額

4 所見

平成 30 年度いわて起業家育成資金取扱要領

この要領は、平成 30 年度いわて起業家育成資金貸付要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1 貸付対象者の要件

要綱第 4 の 1 (1)エに規定する商工会議所及び商工会（以下「商工会議所等」という。）の推薦基準は、創業塾又は創業スクールの修了生のうち、実現可能性の高いビジネスプランを有する者として、商工会議所等が特に必要と認めた者とする。

2 申込手続

- (1) 要綱第 4 の 1 (1)エに該当する者として貸付を受けようとする者は、要綱第 4 の 3 に規定する借入申込書の写しを添えて別紙様式 1 による推薦依頼書を商工会議所等に提出するものとする。
- (2) 商工会議所等は、推薦依頼書の提出を受けたときは、本要領 1 の規定に該当するかどうかについて必要な審査を行い、制度の趣旨に該当すると認めたときは、別紙様式 2 による推薦書として申請者を交付するものとする。
- (3) 貸付を受けようとする者は、推薦書の交付を受けた時は、要綱第 4 の 3 に規定するいわて起業家育成資金（育成資金）借入申込書に推薦書を添えて、取扱金融機関に申し込むものとする。

3 情報技術関連創業者及び環境関連創業者の要件

要綱第 5 の 2 (2)ウに規定する別に定める要件とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報技術関連創業者

次のうち、ア又はイに該当する者で、かつウに該当する者

- ア 情報技術を活用して、情報処理等又は生産工程等を複合的なシステムとして構築し、事業を開始しようとする者
- イ 情報技術を活用した新たなビジネスを開始しようとする者
- ウ 新たに事業を開始するために必要な事業資金のうち、情報技術に関する投資額（設備資金及びソフトウェア開発等に要する費用など）が、2,000 万円を超えるものであること。

(2) 環境関連創業者

次のうち、ア又はイに該当する者で、かつウに該当する者

- ア 公害防止施設の設置又は環境に配慮した設備の設置を行い、事業を開始しようとする者
- イ 新しい環境ビジネスを開始しようとする者
- ウ 新たに事業を開始するために必要な事業資金のうち、環境に関する投資額（設備資金及び国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 の認証取得等に要する費用など）が、1,000 万円を超えるものであること。

(別紙様式1)

年 月

日

商工会議所 会頭 }
商 工 会 会 長 } 様

所在地
企業名
代表者名

印

電話番号
担当者名

いわて起業家育成資金（育成資金）貸付対象者の推薦依頼書

このことについて、標記資金の貸付を受けるため、いわて起業家育成資金貸付要綱の規定に基づく貸付対象者として推薦を受けたく申請します。

記

- 1 創業塾又は創業スクールの修了年月日 平成 年 月 日
- 2 ビジネスプランの内容
(ビジネスプランの概要を添付すること)

- 3 今回の借入に係る事業概要

(別紙様式2)

年 月

日

いわて起業家育成資金（育成資金）融資推薦書

取扱金融機関

様

{ 商工会議所会頭
商工会会長

印

いわて起業家育成資金（育成資金）貸付対象者の推薦書

下記の者を、本制度における貸付対象者として、推薦します。

記

- 1 企業名 (代表者名)
- 2 所在地 (電話番号)
- 3 主たる事業内容
- 4 借入申込内容
 - ・ 申込金額
 - ・ 資金の種類 ア 設備資金 イ 運転資金
 - ・ 借入希望時期 年 月 日
 - ・ 具体的資金使途

※ 別紙様式1の推薦依頼書の写しを添付すること。